

介護保険制度における福祉用具貸与・ 販売種目のあり方検討会(第7回)

令和5年7月20日

資料 2

これまでの議論の整理等を踏まえた福祉用具貸与・販売種目のあり方

## これまでの経緯と今後の進め方

#### (これまでの経緯について)

- 令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、「介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目について、利用実態を把握 しながら、現行制度の貸与原則の在り方や福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点から、ど のような対応が考えられるのか、今後検討していくべきである。」とされた。
- これを踏まえ、令和4年2月に「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」を立ち上げ、介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目のあり方や福祉用具貸与・販売に関する諸課題等について、現行制度の貸与の原則や福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点を踏まえた検討を行い、令和4年9月に、検討の方向性等を記した「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方に関するこれまでの議論の整理」をとりまとめた。
- 本とりまとめにおいて、「データの不足があるため、きめ細かな調査や研究事業等を引き続き行い、把握したデータ等を具体的に示していく必要があるのではないか。」とされており、この間、各調査研究事業等によるデータの収集・分析等を行ってきたところ。

#### (今後の進め方について)

- 本検討会は本年において2回程度の開催を予定しており、
  - ① 福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応
  - ② 福祉用具貸与・販売に係る適正化の方策
  - ③ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の現状と課題を踏まえたあり方

について、これまでの各種調査研究結果等を踏まえつつ、対応方針等に関する議論を行っていただきたい。

○ 本検討会の議論を踏まえたとりまとめを行い、関係審議会等に報告する予定。

# 本検討会の主な検討事項等について

NO	検討事項	これまでの議論の整理を踏まえた対策方針案等
1	福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応 (P3~)	<ul><li>○ 「令和4年度老人保健健康増進等事業」の調査結果等に関するご報告</li><li>○ 福祉用具専門相談員に求められている役割の確認</li></ul>
2	福祉用具貸与・販売に係る適正 化の方策(P7~)	○ 上記調査研究事業の結果及び「これまでの議論の整理」等を踏まえた各 検討事項における対応方針案について

NO	検討事項	具体的な検討内容
3	福祉用具貸与・特定福祉用具販売の現状と課題を踏まえたあり方の検討 (P16~)	<ul> <li>○ 「介護保険総合データベース(任意集計)」や「令和4年度老人保健健康増進等事業」の集計・調査結果等に関するご報告</li> <li>○ 令和4年9月14日にとりまとめた「これまでの議論の整理」のⅢの1「一部の貸与種目において福祉用具貸与・特定福祉用具販売の選択を可能かどうかに対する考え方」における、主なご意見について</li> </ul>

#### 「これまでの議論の整理」における主なご意見

#### (福祉用具利用による事故を未然に防ぐ取組の促進、事故情報等の活用)

- 福祉用具の利用安全を促進するため、製品面の安全性を確保することに加え、利用者が使用方法を適切に理解することも必要であることから、福祉用具貸与・販売事業所において、防止のための支援の実施や、ヒヤリ・ハットや事故情報を積極的に把握するための取組を促進するべきである。
- 福祉用具の利用中の事故情報が行き渡るようにするため、他の福祉用具貸与事業者、製造事業者、レンタル卸、保険者等が事故情報 等の共有・活用できる仕組みを検討するべきである。
- 消費生活用製品安全法に基づく重大事故報告について、製造事業者、レンタル卸を含めて、報告の義務化の啓発の強化や仕組み作りを行うべきである。
- 保険者に報告・蓄積されている事故情報等を施設・在宅の事業者も含めてフィードバックできる仕組み、保険者との連携方法等についても検討を進めるべきである。

#### (サービスの質の向上に資する福祉用具専門相談員等に係る取組)

- ケアプランや福祉用具貸与計画の作成、サービス提供、福祉用具の使用に関するモニタリング、メンテナンス、提供されるサービスのチェック・適正な評価等を通じてPDCAサイクルを行う仕組みの構築が重要である。
- 多職種連携におけるPDCAサイクルについて、主治医やリハビリテーション専門職等が専門的な視点に基づいて評価を行う仕組みを創 設するなど、医療職等も含めた多職種連携(チームケア)の効果的な実施を促進すべきである。
- 制度の知識、商品の知識、事故情報等々を常に最新のものを熟知する必要があるため、利用安全等に関する指定講習カリキュラムの 見直しに加え、現に従事している福祉用具専門相談員への講習等の促進についても検討を進める必要がある。

#### 関連する調査研究及びデータ

#### (福祉用具利用による事故を未然に防ぐ取組の促進、事故情報等の活用)

- 令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険における福祉用具の利用安全を推進するための調査研究事業」において、事故報告の様式・書式が市町村ごとに異なる、または定めていない等の実態を踏まえ、福祉用具貸与事業所向けの事故報告様式案を作成した。 (5ページ)
- 令和4年度老人保健健康増進等事業「介護保険における福祉用具の利用安全及びサービスの質の向上に資する事業所の体制を強化するための調査研究事業」において、令和3年度に作成した事故報告様式案を活用して、福祉用具に関する事故やヒヤリ・ハット情報の収集・分析等を行い、サービス事業所向けの手引きを作成したほか、福祉用具専門相談員の知識や技術、関係者との連携方法等について報告書にまとめた。(6ページ)
- 福祉用具貸与事業所における事故防止に向けた環境整備の取組として、「事故の範囲・定義を明確にして周知」と回答した事業所は、60.7%であり、そうではない事業者が4割程度あることが確認された。(7ページ)
- 福祉用具貸与事業所における定期モニタリングの頻度について、「原則として6か月に1回」が81.6%と最も多かった。また、事業所の43.2%が「頻度が高いケースがある」と回答しており、その具体例として、「ADL変化が早い利用者で、福祉用具の入替等が必要な方(がん末期等)」、「疾病があり身体状況の変化が著しい場合」等の利用者の状態・体調等に関する内容が特に多く挙げられた。(8ページ)
- 福祉用具専門相談員が福祉用具貸与中(納品後、サービス提供中)に不足していたと考えられる対応等について、「使用方法の再指導・注意喚起」が39.0%と最も多く、次いで「利用者・家族からの情報収集」が15.9%と多かった。(9ページ)
- 福祉用具専門相談員における事故の原因分析に関する情報連携先として、「レンタル卸」が48.1%であったのに対し、「メーカー」 は25.9%であった。また、ヒヤリ・ハット事例の原因分析に関する情報連携先についても「レンタル卸」が42.6%であったのに対し、 「メーカー」は14.8%であった。(10ページ)

#### 関連する調査研究及びデータ(続き)

#### (サービスの質の向上に資する福祉用具専門相談員等に係る取組)

- 令和3年度老人保健健康増進等事業「サービスの質の向上に向けた福祉用具貸与計画書における項目の標準化に関する調査研究事業」において、福祉用具貸与におけるPDCAサイクルを通じたサービスの質の向上を図るため、記録項目や記載内容の基準の可視化・標準化に資する「ふくせん福祉用具サービス計画書」及びモニタリングシートの改編様式の作成を行った。(11ページ)
- 令和4年度老人保健健康増進等事業「福祉用具等におけるサービスの見える化及びサービス向上に資するPDCA推進に関する研究事業」において、令和3年度に作成した上記改編様式を使用することで、貸与事例のデータを蓄積した。そのサービス内容の分析を行う中で、貸与事例におけるPDCAの実践過程を明確にし、福祉用具専門相談員のサービス等の標準化を図るべく、調査結果を報告書にまとめた。(12ページ)
- サービス計画の交付前後において、福祉用具専門相談員が多職種と連携する回数は、サービス計画交付後に減少する傾向にあった。なお、「がん」や「糖尿病」等の疾患のある方の場合は、サービス計画交付後においても、福祉用具専門相談員と多職種において、一定数継続した関わりがあった。(13、14、15ページ)
- サービス計画の「交付前まで」及び「交付後」における多職種連携の効果についてヒアリングを実施した結果、以下の回答があった。
  - ・ フェイスシート等の書面の資料をいただけるため、その方の生活歴等を把握でき、非常に重要な情報をいただけている。身体状況や 介護環境に限らず、生活歴等の情報があることで想像力が膨らみ、留意すべきポイントや提案の方向性を事前に考えることができ、選 定に役立てられる。(回答:福祉用具専門相談員)
  - ・ 認知症の利用者は福祉用具専門相談員単独ではアプローチが難しいため、介護支援専門員、家族、多職種等と連携してアプローチすることを心がけている。(回答:福祉用具専門相談員)
  - ・ 退院前カンファレンスで病院から尿器購入の提案があったが、身体状況を鑑み必要性に疑問を感じたため、介護支援専門員、福祉用 具専門相談員に相談した。改めて退院後に動きを確認した結果、尿器の購入は不要となった。様々な方の意見を聞き、選定を実施する 重要性を感じた。(回答:訪問看護職員)

#### 調査研究を踏まえた今後の課題等について

#### (福祉用具利用による事故を未然に防ぐ取組の促進、事故情報等の活用)

- 令和3年度、令和4年度老人保健健康増進等事業において、福祉用具貸与事業所における事故防止に向けた取組状況の実態を調査した結果、事故やヒヤリ・ハットの範囲・定義を明確にして周知することが出来ていない事業所が4割程度あることがわかった。事業所内での共通認識の下、事故やヒヤリ・ハットの範囲・定義を明確化し、事故やヒヤリ・ハット情報を広く収集するとともに、事業所内における事故防止に向けた対応を検討する等の環境や体制を整え、福祉用具専門相談員の意識向上を図ることが重要である。
- 福祉用具貸与事業所における定期モニタリングの頻度について、「原則として6ヶ月に1回」が最も多いが、一方で疾病があり身体状況の変化が著しい場合、「頻度が高いケースがある」といった回答もあり、事故を未然に防ぐ取組としては、モニタリングの時期等の判断が重要である。
- 福祉用具専門相談員が事故を未然に防ぐには、「使用方法の再指導・注意喚起」や「利用者や家族からの情報収集」が重要である。
- 事故の原因分析に関する情報共有を福祉用具業界全体で行い、事故を未然に防ぐ取組を検討することが重要である。

#### (サービスの質の向上に資する福祉用具専門相談員等に係る取組)

- 令和3年度、令和4年度老人保健健康増進等事業において、記録項目などを整備した福祉用具貸与計画等の各種様式を使用することで、 適切なサービス提供、評価に活用できることが把握できた。一方、福祉用具の選定に必要な「要介護度や身体状況、ADL」等の情報が未 記入のケースがある等、記録の作成に関する課題も明らかとなった。
- サービス提供におけるPDCAを適切に実践するためには、福祉用具専門相談員の役割や福祉用具貸与計画等の各種様式を活用する目的・方法等について広く周知することや、新任を対象とした福祉用具専門相談員指定講習のカリキュラムを見直すなど、福祉用具専門相談員の知識や技術の向上に向けた具体的な取組が重要である。
- 福祉用具のサービス計画の交付後には、多職種と連携する回数が減少する傾向があるが、一方で交付後でも一定数継続した関わりが必 要な場合があり、その判断が重要である。
- 福祉用具サービス計画の交付前後における多職種連携に関しては、サービスの質の向上に効果があるとの結果があり、継続して取り組 - む必要がある。

#### 「これまでの議論の整理」における主なご意見

#### (貸与時における福祉用具の適切な選定の促進・利用)

- 福祉用具貸与事業所における用具の選定について過不足のないことが重要であり、自立支援を阻害する過剰な貸与・販売、不足による 活動の制限を避けるため、医師やリハビリテーション専門職等の医療職も含めたチームケアの促進や連携強化、プロセスの標準化等を通 じて、適正な給付を促す仕組みを構築するべきである。
- 平成16年度に策定された「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」について、適正化の方策のために、現在の給付事例等踏まえて、多くの関係者がより活用できるようにすることも踏まえて見直しをするべきである。

#### (貸与決定後等における給付内容の検証の充実)

- 福祉用具貸与に関するアセスメント、選定相談、適合確認、貸与後の福祉用具が利用者に及ぼす影響についてのモニタリング、必要に 応じたケアプランの見直し等が介護支援専門員や福祉用具専門相談員によって適切に行われるための取組の促進が必要である。
- 適正化事業によるケアプラン点検や福祉用具貸与・販売調査 (\*) について、適正な運用の観点から充実・強化を行うほか、福祉用具貸与・販売調査の多職種連携による検証の仕組みも、更に活かすことが重要である。
- 地域ケア会議を活用することにより、福祉用具貸与等における課題等の共有・気づきを促すべきである。
- 手すりは極端に多いケースがあり、他の種目と併せて同一種目の複数個支給に一定の制限が必要という意見の一方、規制によって、複数個支給で満たすことができるニーズへの対応が困難になる可能性に懸念を示す意見もあることから、支給の実態や自治体における取組を把握の上、丁寧に検討する必要がある。
- ※ 適正化事業とは、都道府県、保険者等における介護給付費の適正化関連事業の一層の推進を図るため、都道府県に助成して保険者支援 を行うものである。そのうち福祉用具貸与・販売調査においては、自治体職員等が福祉用具利用者に対する訪問調査等を行い、福祉用具 の必要性や利用状況等を点検する。

#### 関連する調査研究及びデータ

#### (貸与時における福祉用具の適切な選定の促進・利用)

- 福祉用具専門相談員のサービス計画交付前の多職種連携の内容として、「相談」が最も多く、次いで「利用者情報」が多かった。 (17ページ)
- O また、サービス計画の「交付前まで」及び「交付後」における多職種連携の効果について、多職種連携の実施者にヒアリングを実施 した結果、以下の回答があった。
  - フェイスシート等の書面の資料をいただけるため、その方の生活歴等を把握でき、非常に重要な情報をいただけている。身体状況 や介護環境に限らず、生活歴等の情報があることで想像力が膨らみ、留意すべきポイントや提案の方向性を事前に考えることができ、 選定に役立てられる。(回答:福祉用具専門相談員)(※再掲)
  - ・ 認知症の利用者は福祉用具専門相談員単独ではアプローチが難しいため、介護支援専門員、家族、多職種等と連携してアプローチ することを心がけている。(回答:福祉用具専門相談員) (※再掲)
  - ・ 退院前カンファレンスで病院から尿器購入の提案があったが、身体状況を鑑み必要性に疑問を感じたため、介護支援専門員、福祉 用具専門相談員に相談した。改めて退院後に動きを確認した結果、尿器の購入は不要となった。様々な方の意見を聞き、選定を実施 する重要性を感じた。(回答:訪問看護職員)(<mark>※再掲</mark>)

#### 関連する調査研究及びデータ(続き)

#### (貸与決定後等における給付内容の検証の充実)

- 自治体が行う貸与後の点検の実施状況については、「点検は実施していない」が79.6%と最も多く、「特定のケースを対象としている」が11.6%であった。(18ページ)
- 「特定のケースを対象としている」と回答した自治体の内訳は、「選定基準上で、利用が想定しにくい状態とされている者に対する 貸与」が56.3%、と最も多く、次いで「手すり・スロープ以外で、2個以上同一種目で給付されているもの」と「商品が給付対象となるか確認が必要なもの」が40.1%であった。(18ページ)
- 自治体における貸与後の点検の実施者は、「市区町村職種(一般職員)」が69.4%と最も多く、次いで「市区町村職員(リハビリテーション専門職等、専門職)」が45.9%であった。また、「外部の専門職(リハビリテーション専門職等、専門職)」が5.7%であった。(19ページ)
- 貸与後の点検の実施に関わる市区町村職員の具体的な職種として、「保健師」が38.4%であった。(19ページ) また「その他(42.9%)」として、包括の介護支援専門員や福祉用具専門相談員などが挙げられた。
- 外部の専門職の具体的な職種としては、「理学療法士」が71.4%と最も多く、次いで「作業療法士」が42.9%であった。 (19ページ)
- 自治体が特定福祉用具販売における給付の対象商品としての妥当性を確認する方法は、「カタログの記載を確認している」が88.0%と最も多く、次いで「過去の給付実績を確認している」が51.8%であった。また、全ての地域区分で「カタログの記載を確認している」が最も多かった。20ページ)
- 現行の福祉用具貸与に関する市区町村としての課題は、「例外的な給付(※)について、書面による確認だけでは適切な給付か確認できない」が44.7%と最も多かった。(21ページ)
- ※ 要支援・要介護1の者においては一部の種目が、原則、介護給付の対象外とされているが、厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者については、要介護認定における基本調査結果等に基づく判断があった場合や、市町村が医師の所見・ケアマネジメントの判断等を書面等で確認の上、要否を判断した場合には、例外的に給付が可能。

#### 関連する調査研究及びデータ(続き)

#### (貸与決定後等における給付内容の検証の充実)

- 福祉用具専門相談員による販売後の使用状況の確認について、「実施している」と回答した事業者が67.9%と最も多く、次いで「自 事業所の福祉用具貸与を提供しているケースのみ実施している」と回答した事業者が19.8%であった。(22ページ)
- また、「実施している」と回答した事業者において、販売から確認までの期間は、「7~9日」が53.4%と最も多く、その確認方法は、「電話」が67.4%と最も多く、次いで「訪問」が50.1%であった。(22ページ)
- 福祉用具専門相談員による販売後のメンテナンス等の実施について、「利用者・家族から依頼があれば実施」と回答した事業者が 66.2%と最も多く、次いで「自事業所の福祉用具貸与を提供しているケースのみ実施している」と回答した事業者が12.7%であった。 また、「全ての種目について実施している」と回答した事業者は5.1%、「一部の種目については実施している」 と回答した事業者は 2.0%とわずかであった。 (23ページ)
- なお、「全ての種目について実施している場合」と「一部の種目については実施している場合」のいずれにおいても、メンテナンスまでに要する期間については、「4~6カ月」が最も多かった。(23ページ)
- 地域ケア会議における福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修の事例の検討について、「検討した事例はない」と回答した自治 体が81.1%、「検討した事例がある」と回答した自治体が18.1%であった。(24ページ)

#### 今後の課題等

介護保険の福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修の適正化に関する調査研究(令和4年度老人保健健康増進等 事業)を踏まえた今後の課題等について

- 福祉用具専門相談員の福祉用具貸与時において、サービス担当者会議等を活用した多職種連携は適時適切な福祉用具の選定に効果的であると考えられるため、一層促進する必要がある。
- 約1割の自治体において、特定のケースが貸与後の点検対象とされている一方、約8割の自治体において、貸与後の点検が実施され ていないという実態が確認された。
- 多くの市区町村では、特定福祉用具販売における給付の対象商品としての妥当性をカタログや給付実績によって判断している。また、 福祉用具貸与に関する市区町村の課題として、書面による確認だけでは適切な給付が確認できない等が挙げられた。
- 多くの市区町村では、利用者の身体状況や福祉用具・建築等に関する専門知識を持たない一般職員が、申請書類を確認していることがわかった。介護保険制度による福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修に関する一体的理解と利用者の身体状況や家屋の状況、介護環境等、適切な用具選定を提案するために必要な知識を習得できるような場を設け、指導体制を整えるとともに、多職種による連携のための支援を一層強化する必要がある。
- 福祉用具専門相談員による特定福祉用具販売後の使用状況の確認に関しては、「実施している」と回答した事業所も多くある一方で、 「自事業所の福祉用具貸与を提供しているケースのみ」といった回答もあり、販売後の使用状況の確認の有無やその方法については、 事業所ごとに差があった。
- 地域ケア会議は、多職種で議論することでこれまで焦点が当たらなかった問題点や課題の抽出を期待できるが、福祉用具貸与・特定 福祉用具販売等に関する検討事例は少ないため、多職種連携の場として活用を促す必要がある。

## 福祉用具専門相談員に求められている役割の確認

- 下記の関係規定等に基づき、福祉用具専門相談員の主な役割について記載
  - ・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
  - ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)
  - 福祉用具サービス計画作成ガイドブック第2版(編集:一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会)

#### 福祉用具専門相談員の役割

- 福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用してもらいながら使用方法の指導を行うこと。(26、29、31、34ページ)
- 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うこと。 (26、29ページ)
- 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びそのおかれている環境を踏まえ、福祉用具貸与・販売の目標、当該目標を 達成するための具体的なサービス内容等を記載した福祉用具貸与・販売計画を作成しなければならない。 (27、30、32、34ページ)
- 福祉用具貸与・販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画に沿って作成しなければならない。 (27、30、32、34ページ)
- 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与・販売計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、 利用者の同意を得なければならない。<mark>(27、30、32、34ページ)</mark>
- 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与・販売計画を作成した際は、福祉用具貸与・販売計画を利用者に、さらに福祉用具貸与計画 については当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。(27、30、32、34ページ)
- 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具 貸与計画の変更を行うものとする。(27、30ページ)

## 検討事項「①」及び「②」における対応方針案

#### 対応方針案

#### ①「事故報告様式案」及び「利用安全の手引き」の活用の促進

- 令和3年度「介護保険における福祉用具の利用安全を推進するための調査研究事業」で作成した「福祉用具貸与事業所向けの事故報告様式案」について、市町村及び福祉用具貸与事業所等に対し周知を行う。事故報告の様式・書式が異なる、または様式・書式を定めていない市区町村や各事業所等における活用を促し、事故情報の収集に係る体制整備を図る。
- 令和4年度「介護保険における福祉用具の利用安全及びサービスの質の向上に資する事業所の体制を強化するための調査研究事業」で作成した「利用安全に関する手引き」について、市町村及び福祉用具貸与事業所等に対し周知を行う。「事故及びヒヤリ・ハット防止に向けた対応フロー図」や「事故及びヒヤリ・ハットの定義の例」などを紹介している当該手引きを事業所等における活用を促し、事故防止に向けた更なる体制整備を図る。

### ②「福祉用具・介護ロボット実用化支援等一式(委託事業)」を活用した事故及びヒヤリ・ハット情報の共有及び 安全利用に向けた取組の促進

- 福祉用具等に関する有識者、実務者及び関係事業者団体等からなる検討委員会を設置し、事故及びヒヤリ・ハット情報の収集並び に有効活用の仕組みについて検討している。また、事例検討部会を設置し、収集した情報の精査、検討事例の抽出、要因分析及び好 事例集の作成を行っているところ。
- 福祉用具に関する事故及びヒヤリ・ハットの情報や安全利用に向けた取組等を福祉用具の業界全体に対して効果的に発信する方法 を検討し、安全利用に向けた取組の促進を図る。

#### ③全国課長会議等における消費生活用製品安全法に基づく重大事故報告の周知徹底

○ 消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故については、都道府県・指定都市・中核 市を通じて、市町村及び福祉用具貸与事業所等に対し、随時周知を行っているところ。当該内容について、例年3月に開催されてい る全国課長会議等の場において、改めての周知徹底を行い、重大事故情報の共有を通じた福祉用具の安全利用の促進を図る。

## 検討事項「①」及び「②」における対応方針案

#### 対応方針案(続き)

#### ④サービス提供におけるPDCAの適切な実践に向けた周知徹底

- PDCAを適切に実践していくため必要となる「福祉用具貸与計画等の作成」や「モニタリング」等の福祉用具専門相談員の役割について、関係規定等に基づき内容をまとめるとともに、その内容や福祉用具貸与計画等の各種様式の活用の目的・方法について、福祉用具貸与事業所等に対し周知を図る。
- ⑤「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業」を通じた指定講習カリキュラムの更新 に向けた取組の実施(36ページ)
- 福祉用具専門相談員の指定講習のカリキュラムは平成27年以降見直しがなされていないが、これまでの議論の整理において、福祉用 具の利用安全の促進、福祉用具専門相談員に必要な能力の向上等の観点から、見直しの必要性について指摘されているところ。
- このため、利用安全に関する事項や、各種様式の活用・記録等を通じたサービスの質の向上(PDCAの推進)促進のほか、それらに係る多職種連携による取組等に関し、本事業で実施する有識者による検討や、各指定講習実施者へのアンケート調査結果等を通じて、カリキュラムの見直しを検討していく。
- ⑥「介護保険における福祉用具の選定の判断基準の見直しに向けた調査研究事業」を通じたサービスの質の向上や判断 基準の見直し、使用者の範囲拡大に伴う多職種連携の促進(37ページ)
- 介護保険における福祉用具の選定の判断基準は平成17年度以降見直されていない。これまでの議論の整理において指摘された以下の事項に留意し、見直しに向けた取組を行う。その際、実際の利用事例等を検証・精査するとともに、有識者による検討会での議論等を行い、現在の給付における特徴や課題を整理する。
  - ・ 平成17年度以降に新たに給付対象となった福祉用具に関する記載の追加
  - ・ 多職種連携の促進の観点から、幅広い関係者向けとなるよう内容の見直し
  - ・ 例外的な給付を行う場合の留意事項の例示
  - ・ 対象商品としての妥当性の判断に資する情報 等

## 検討事項「①」及び「②」における対応方針案

#### 対応方針案(続き)

- ⑦「在宅高齢者の多様な状態を踏まえた福祉用具貸与事業者の支援のあり方に関する調査モデル研究事業」を通じた モニタリングの実施時期の明確化及び多職種連携の好事例の収集と横展開(38ページ)
- 介護予防福祉用具貸与計画の作成にあたっては、目標を達成するための具体的なサービスの内容に加え、「サービスの提供を行う期 間」等を記録したものを作成する必要があり、当該期間が終了するまでに、必要に応じてモニタリングを行い、計画の実施状況の把握 を行うものとしている。しかしながら、モニタリングの実施時期についてはばらつきがある。
- このため、介護予防福祉用具貸与の開始時における福祉用具専門相談員の支援の実態を明らかにし、貸与期間設定の根拠の分析、適切 な期間設定とモニタリングの実施による適正化の効果の検証を行うことより、モニタリングの実施時期の明確化を行う。
- また、福祉用具の利用者に対する多職種連携による支援の好事例を収集し、横展開に向けた検討を行う。
- 8 「自治体における福祉用具・住宅改修の適正化施策等の取組促進に向けた研究事業」を通じた自治体向け点検マニュアルの作成(39ページ)
- 介護給付等費用適正化事業の一つである福祉用具貸与・販売調査等は、保険者ごとで実施状況に差が生じている。本事業で実施する各市区町村に対するアンケート及びヒアリング調査の結果等を踏まえ、自治体向けの点検マニュアルを作成・周知し、制度の適正な運用の観点から、チェック体制の充実・強化を図る。
- 点検マニュアルの作成にあたっては以下の点にも留意する。
  - ・ 地域ケア会議における点検のポイント
  - ・ 点検における多職種連携による検証の仕組み 等

#### 現況

- 〇 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の現状と課題を踏まえたあり方については、検討会における意見を踏まえ、「これまでの議論の整理」としてとりまとめを行ったところ。
- 〇 一部の貸与種目において福祉用具貸与・特定福祉用具販売の選択が可能かどうかについて、「これまでの議論の整理」に関連する データ等を踏まえ、更に検討を進めることが必要。

#### 「これまでの議論の整理」における主なご意見

#### (対象)

- 比較的廉価で、利用者の状況を踏まえて判断された、ある程度中長期の利用が実態上見受けられる用具(例:歩行補助つえ、スロープ等)について、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の選択を可能とすることが考えられるのではないか。
- 特定福祉用具販売の機会が広がることで、使用後の廃棄の増大により、コストが利用者や行政等に及ぶことについても考慮する必要がある。

#### (選択制が可能かどうか検討する場合の福祉用具貸与・特定福祉用具販売の考え方)

- 介護支援専門員や福祉用具専門相談員の支援については、特定福祉用具販売を選択した場合でも、福祉用具貸与と同様に、用具の使用期間においては実施すべきではないか。
- 利用者が選択の検討をする際、メリットとデメリットを理解した上で選択し、最も適切な用具が給付されるようにするため、各種専 門職において連携が図られること、当該利用者の主治医等による医学的な意見を十分に踏まえること等が重要。
- 用具提供後の支援の方法について、用具の所有権の利用者本人への移転、販売事業所における業務負担などを踏まえる必要がある。
- 特定福祉用具販売を選択した場合の介護支援専門員のモニタリング等やそれらに伴う給付の取扱いについても検討が必要ではないか。
- 有効性・安全性の検証のため、特定福祉用具販売を選択する場合でも一定の試用または貸与を含む期間の設定を検討すべきではない か。

#### 「これまでの議論の整理」における主なご意見(続き)

#### (その他)

- 中長期的に用具を使用しているケースの実態を把握し、疾患等利用者の状態がどの程度予測できるか等を十分に議論するべき。
- 進行性の疾患等により短期の使用となることが考えられる利用者についても考慮する必要があるのではないか。
- 保険者、被保険者への幅広いアンケート調査などを行う必要があるのではないか。
- 今年度から特定福祉用具販売の種目に追加された排泄予測支援機器について、給付された者に対する支援状況を把握の上、参考にす るべき。
- 選択制を導入した場合において、利用者の自己負担等はどのような変化が考えられるのかについて、検証すべきではないか。

#### 関連する調査研究及びデータ

#### (対象)

- 福祉用具貸与における種目について、種目ごとの「貸与価格と希望小売価格の平均値・中央値」をそれぞれ算出し、それに基づき 「利用者負担額における分岐」を算出した。 (41ページ)
- 要介護度に関係なく給付が可能な種目(スロープ、歩行器、歩行補助つえ、手すり)について、種類ごとの「貸与価格と希望小売価格の平均値と中央値」をそれぞれ算出し、それに基づき「利用者負担額における分岐」を算出した。(42ページ)
- 要介護度に関係なく給付が可能な種目の種類のうち、「歩行器」及び「歩行補助つえ全般」においては、利用者負担額における分岐(月)よりも平均貸与期間が長かった。また、「固定用スロープ」においては、利用者負担額における分岐(月)と平均貸与期間がほぼ同等であった。(43ページ)
- 上記で該当する「歩行器」「歩行補助つえ全般」「固定用スロープ」は、他と比較すると廉価であった。<mark>(42ページ)</mark>
- 要介護度に関係なく給付が可能な種目・種類において、同一種目の福祉用具貸与を継続的に利用している者については、概ね1~3ヶ月で貸与を終了する者が多い一方、30ヶ月以上の長期で利用する者も多いことが確認された。(44~48ページ)

#### 関連する調査研究及びデータ(続き)

#### (選択制が可能かどうか検討する場合の福祉用具貸与・特定福祉用具販売の考え方)

- 福祉用具貸与事業所における定期モニタリングの頻度について、「原則として6か月に1回」が81.6%と最も多かった。また、事業所の43.2%が「頻度が高いケースがある」と回答しており、その具体例として、「ADL変化が早い利用者で、福祉用具の入替等が必要な方(がん末期等)」、「疾病があり身体状況の変化が著しい場合」等の利用者の状態・体調等に関する内容が特に多く挙げられた。(8ページ)※再掲
- 福祉用具専門相談員による販売後の使用状況の確認について、「実施している」と回答した事業者が67.9%と最も多く、次いで「自事業所の福祉用具貸与を提供しているケースのみ実施している」と回答した事業者が19.8%であった。(22ページ)※再掲
- 福祉用具販売相談員による販売後のメンテナンス等の実施について、「利用者・家族から依頼があれば実施」と回答した事業者が 66.2%と最も多く、次いで「自事業所の福祉用具貸与を提供しているケースのみ実施している」と回答した事業者が12.7%であった。 また、「全ての種目について実施している」と回答した事業者は5.1%、「一部の種目については実施している」 と回答した事業者は 2.0%とわずかであった。 (23ページ) ※再掲
- なお、「全ての種目について実施している場合」と「一部の種目については実施している場合」のいずれにおいても、メンテナンスまでに要する期間については、「4~6カ月」が最も多かった。(23ページ)※再掲

#### 関連する調査研究及びデータ(続き)

#### (選択制が可能かどうか検討する場合の福祉用具貸与・特定福祉用具販売の考え方)

- 福祉用具貸与における種目・商品の選定に当たって、介護支援専門員は福祉用具貸与専門相談員、理学療法士、MSW・社会福祉士等といった職種と多く連携を図っている。(49ページ)
- 介護支援専門員は、多職種との連携について、サービス担当者会議の場を活用して、関係者と福祉用具の使用について協議を行っている者が多かった。 (50ページ)
- サービス担当者会議に出席している者について、「本人・家族」が87.6%、「サービス提供責任者・管理者」が80.2%、「関係事業所の職員のうち事例を担当する職員」が49.6%の順に多かった。(51ページ)
- 福祉用具を長期間利用している利用者と、短期間で貸与が終了した利用者には、利用開始時の状況や福祉用具利用のきっかけには 大きな違いは見られなかった。(52ページ)
- 福祉用具貸与を利用している高齢者において、介護が必要になった原因や主な疾患は、様々であった。(<mark>53ページ)</mark>
- サービス計画の交付前後において、福祉用具専門相談員が多職種と連携する回数は、サービス計画交付後に減少する傾向にあった。 なお、「がん」や「糖尿病」等の疾患のある方の場合は、サービス計画交付後においても、福祉用具専門相談員と多職種において、 一定数継続した関わりがあった。(<mark>13、14、15ページ)※再掲</mark>

#### 関連する調査研究及びデータ(続き)

#### (その他)

- 保険者に対して、現在の貸与種目の一部が販売種目となった場合に想定される課題について調査を行ったところ、「利用者自身で破損やメンテナンスの必要性に気付けない」が59.7%と最も多く、次いで「身体状況の変化に合わせた再支給がしにくい」と「短期間で不要になった場合の処分が難しい」が56.8%であった。 (54ページ)
- 既に福祉用具貸与を利用している被保険者に対して、現行制度における貸与か購入を選べる場合の意向について調査を行ったところ、「現状のままでよい(福祉用具貸与での利用)」が8割以上であり、「購入も検討したい」は1割未満であった。なお、種目別、利用頻度別においても、傾向は概ね同様であった。(55ページ)
- また、「現状のままでよい(福祉用具貸与での利用)」と回答した理由は、「商品の変更が可能だから」が70.7%と最も多く、次いで「使わなくなった時の処分に困るから」が66.1%、「定期的に商品の確認をしてもらえるから」が51.3%であった。 (55ページ)
- 〇 令和4年4月からアンケート回答時点までの排泄予測支援機器の給付申請件数は、「0件」が92.1%と最も多く、次いで「1件」が1.1%だった。給付件数も「0件」が87.9%と最も多く、次いで「1件」が0.9%であった。審査中の件数も「0件」が88.2%と最も多く、次いで「1件」が0.2%であった。 (56ページ)
- また、申請時に提出された医学的な所見がわかる資料は、「サービス担当者会議等における医師の所見」が35.7%と最も多く、次いで「介護認定審査における主治医の意見書」が28.6%であった。なお、申請されたもののうち、試用せずに申請があった件数はなかった。(56ページ)

### 特に御議論いただきたい点

○ 福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応、適正化の方策の観点から、福祉用具専門相談員に求められている役割や、「これまでの議論の整理」に関連するデータ等を踏まえ、一部の貸与種目における福祉用具貸与・特定福祉用具販売の選択が可能かについて、更に検討を進めていただきたい。